

## 能美市転入・婚姻ウェルカム商品券交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、民間消費の市外流出を防ぎ、市内の経済循環に好影響をもたらすため、市内商店の新規顧客となる可能性の高い転入者又は婚姻世帯に対して、のみ商業協同組合が発行する「のみ共通商品券」(以下「商品券」という。)を交付することにより、市内消費の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による転入届により住民登録がなされたものをいう。
- (2) 婚姻 民法(明治29年法律第89号)及び戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による婚姻届が受理されたものをいう。

### (対象者及び交付額)

第3条 対象者は、市外からの転入者又は婚姻時に本市に住所を有する者とし、交付額は次のとおりとする。

- (1) 転入 1人 2,000円分
  - (2) 婚姻 1組 5,000円分
- 2 対象者が転入かつ婚姻の両方に該当する場合は交付額を合算するものとする。
- 3 交付は1回限りとし、過去にこの告示の規定により商品券の交付を受けた者は対象とならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

### (基準日)

第4条 交付の基準日は届出のあった日とし、施行日前に転入した者であっても、届出日が施行日以降であれば交付の対象とする。

### (返還請求)

第5条 市長は、商品券の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により商品券の交付を受けた場合、既に交付した商品券の交付額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成29年6月23日告示第109号)

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第68号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第66号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。